平成２９年（フ）第１９３２号
大阪市北区天神橋１丁目13番９号　ファミール栄502号室
債務者　小西　康惠
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０５号
愛知県岡崎市北野町字一番訳８番地　エステート伊奈　403
債務者　辻　　昌憲
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
愛知県知立市東栄１丁目38番地　ハピネスハイツＡ202号、前住所愛知県知立市宝町塩掻51番地１　中央マンション知立401号
債務者　藤田　　誠
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４５号
愛知県豊田市渋谷町１丁目13番地３　マンション渋谷102号、前住所愛知県豊田市保見ケ丘５丁目１番地１　公団142―1220号
債務者　前田ラニー　ラギンダイこと　ＭＡＥＤＡ　ＬＡＮＮＹ　ＬＡＧＵＩＮＤＡＹ
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４５号
神奈川県座間市相模が丘２丁目30番13―309号　藤和相模原コープⅢ
債務者　山本由里子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１５１号
相模原市中央区淵野辺２丁目29番３号
債務者　渡邊たき子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１５２号
相模原市南区東大沼４丁目17番29号　エクレールＨＡＲＵ104
債務者　羽生　智子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１５６号
相模原市中央区相模原１丁目６番16号　インベストメント相模原202
債務者　押田　　猛
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１６１号
相模原市南区上鶴間本町６丁目５番１号　ラ・ベルメール202
債務者　岸本　和久
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４４号
愛知県田原市片西３丁目１番地　サンビレッジＢ棟105号室、従前の住所札幌市中央区南３条東３丁目15番地２　アンソレイエヴィメゾン603号
債務者　佐々木暖則
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月３日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第４８号
愛知県豊橋市多米中町３丁目１番地の１（４―307）
債務者　美野田和彦
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第５２号
北海道旭川市旭町２条16丁目199番地の78
債務者　菊池　大樹
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６８号
北海道旭川市金星町２丁目３番10号　ベルコートハウス106号
債務者　国本敏男こと　鄭　　敏男
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０３号
北海道旭川市新富１条１丁目１番18号　２号室（右側）、住民票上の住所北海道旭川市大雪通６丁目500番地の31　コーポ大雪101
債務者　村井　裕二
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０３号
愛知県碧南市千福町２丁目64番地１　マンション羽久手302号、前住所愛知県安城市東端町天白39番地１　杉浦アパート２
債務者　横田まさ代
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１７６２号
大阪府吹田市佐竹台１丁目５番５―206号
債務者　佐々木優美
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部